

令和6年度一般監査における 主な指摘事例について

太田市 社会福祉法人監査室

関係法令等の略称等について

- ガイドライン：「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号厚生労働省雇用均等・老発0427第1号・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）別紙「指導監査ガイドライン」◇R4.3.14最終改正
- 法：社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- 令：社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）
- 規則：社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）
- 一般法人法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）
- 認可通知：「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長及び厚生省児童家庭局長連名通知）◇R2.12.25最終改正
- 定款例：認可通知別紙2「社会福祉法人定款例」
- 入札通知：「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成29年3月29日付け雇児総発0329第1号・社援基発0329第1号・障企発0329第1号・老高発0329第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・老健局高齢者支援課長連名通知）
- 会計省令：社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）
- 運用上の取扱い：「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日付け雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）◇R3.11.12最終改正
- 留意事項：「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（平成28年3月31日付け雇児総発0331第7号・社援基発0331第2号・障障発0331第2号・老総発0331第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局総務課長連名通知）◇R3.11.12最終改正

1 法律の要件を満たすものが評議員として選任されているか [ガイドライン I 3(1)1]

【指摘例】 法令又は定款に定められた方法により評議員の選任が行われていない

評議員としての要件

「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として法人において適切な手続きにより選任されている限り、制限を受けるものではない。

評議員となることができない者又は適当でない者

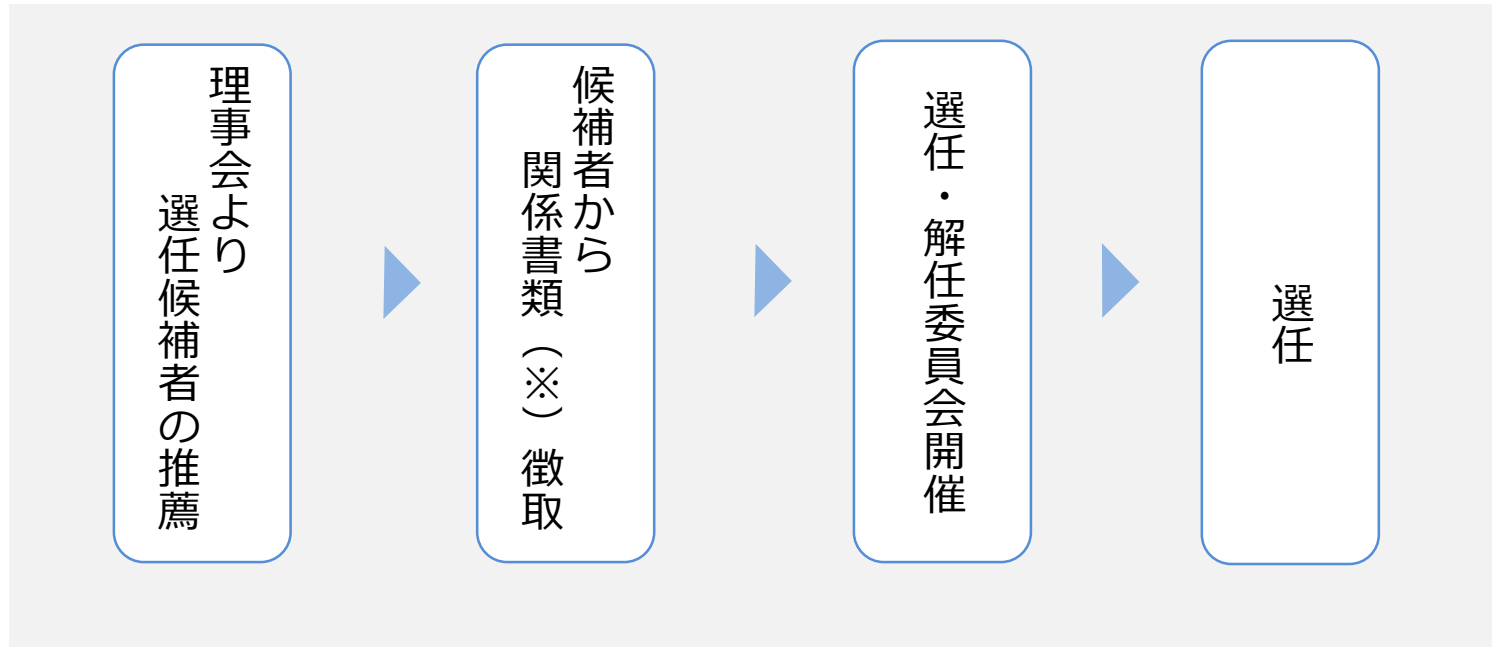
- ①欠格事由に該当する者（法第40条第1項）
- ②当該法人の役員または職員（法第40条第2項）
- ③当該法人の各評議員、各役員と特殊な関係にある者（法第40条第4項、第5項）
- ④社会福祉協議会にあっては関係行政庁の職員が評議員の総数の5分の1以上（法第109条第5項（役員に関する規定））
- ⑤実際に評議員会に参加できない者（名目的な選任）
- ⑥地方公共団体の長等特定の公職にある者（慣例的な選任）
- ⑦暴力団員等の反社会勢力の者



欠格事由等については、履歴書若しくは誓約書等を徴取して確認すること。

1 法律の要件を満たすものが評議員として選任されているか [ガイドライン I 3(1)1]

● 評議員選任までの流れ



(※) 関係書類

・ 就任承諾書、誓約書、履歴書等



新任、再任にかかわらず手続きは同じ。
関係書類は選任の都度、徴取が必要。
履歴書等の記載内容に変更がない場合は、変更ない旨の確認を行うこと。

1 法律の要件を満たすものが評議員として選任されているか [ガイドライン I 3(1)1]

市ホームページ掲載の「就任承諾書 兼 誓約書」（様式例）をご活用ください。必要な項目を漏れなく確認できます。※理事、監事についても同様です。

① トップページの「組織でさがす」



② 福祉こども部「社会福祉法人監査室」

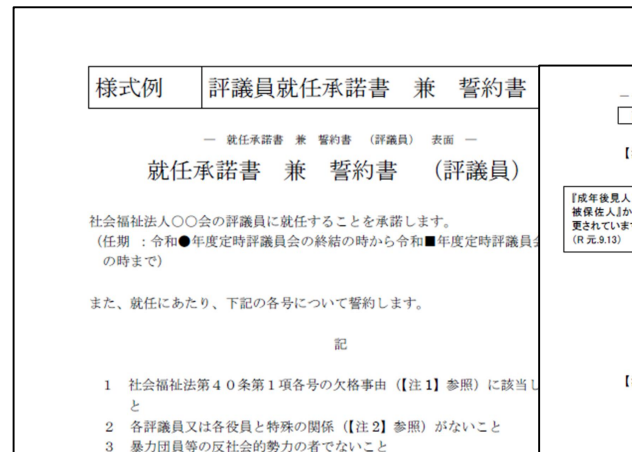


③ 集団指導等「社会福祉法人に対する研修等」

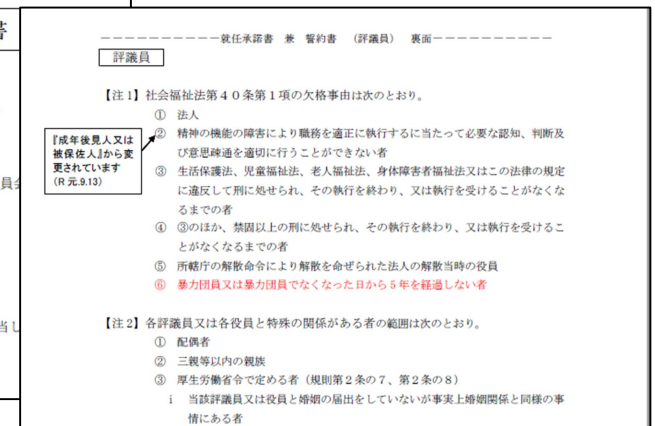
④ 研修資料等「評議員就任承諾書 兼 誓約書」



(表)



(裏)



2 評議員会の決議が適正に行われているか [ガイドライン I 3(2)2]

【指摘例】 役員の選任を各候補者ごとに行っていない
(定款の規定どおり選任していない)

「理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに
決議を行わなければならない」(定款例第13条第3項)



役員の一括決議は不可

(役員の選任という重要な意思決定について、評議員の意思が反映されないため)

例：ABCDEFの6名が理事候補の場合、評議員XはA～Fの6人の選任には賛成ですが、評議員YはA～Eの選任には賛成だがFについては反対の時、一括決議により「評議員全員の賛成により理事候補全員の選任について異議なし」としてしまうと、評議員Yの意思が反映されないことになってしまいます。そのため、役員の選任案は一括ではなく個別決議で行う必要があります。

2 評議員会の決議が適正に行われているか [ガイドライン I 3(2)2]

＜参考＞ ●理事の選任議案を社員総会（評議員会）で決議する方法について

例えば、4人の理事の選任議案の決議（採決）を4人一括で決議（採決）することとした場合には、本来、1つ1つの議案（1人1人の理事の選任議案）ごとに賛成又は反対の意思を表明することができるはずの社員¹⁴（評議員）に対して、全議案について、すべて賛成か又はすべて反対かという投票を強制することとなり、上記の法の趣旨が没却されることとなる。

このような法の趣旨及び考え方を踏まえ、

- ① 公益社団法人が、定款の定めにより、社員総会の普通決議の決議要件（定足数）を大幅に緩和し、あるいは撤廃することは許されない（問題の所在①）
- ② 社員総会又は評議員会で理事の選任議案を採決する場合には、各候補者ごとに決議する方法を採ることが望ましく¹⁵、特例民法法人の移行に際し、その定款（の変更の案）に、社員総会又は評議員会の議事の運営方法に関する定めの一つとして、「理事の選任議案の決議に際し候補者を一括して採決（決議）すること」を一般的に許容する旨の定めを設けることは許されない（問題の所在②）こととなる。

「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」
(H20.10.10 内閣府公益認定委員会) より抜粋

3 理事として含まれていない者が選任されているか。[ガイドライン I 4(3)2]

【指摘例】 理事のうち「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」として評議員会の決議等について適正な手続きに基づいて選任されたものがない。

理事のうちには以下の要件を満たす者が少なくとも1名ずつ含まれる必要がある。

- ①「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」
- ②「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」
- ③「施設の管理者」（施設を設置している法人）



評議員会での選任決議において、各候補者ごとにそれぞれの要件を満たすものとしての選任を行うこと。

4 評議員会に提出された監事の選任に関する議案は監事の過半数の同意を得ているか。[ガイドライン I 5(2)1]

【指摘例】 理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事の過半数の同意を得なければならないところ、同意を得ていない。

監事 2 名の場合は 2 名の同意が必要！

監事の過半数の同意を得たことの確認方法

- ① 監事選任に関する議案を決定した理事会の議事録（当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるものに限る）
- ② 各監事ごとに作成した同意書
- ③ 監事の連名による同意書



監事選任に関する議案を決定した理事会を、監事が 1 名でも欠席した場合は、上記①の方法では同意が得られないため、②又は③の同意書が必要。

5 監事として法に定めるものが含まれているか。 [ガイドライン I 5(2)3]

【指摘例】 監事のうち「社会福祉事業についての識見を有する者」及び「財務管理について識見を有する者」として評議員会の決議等適正な手続きにより選任されたものがない。

監事のうちには以下の要件を満たす者が少なくとも1名ずつ含まれる必要がある。

- ①「社会福祉事業について識見を有する者」
- ②「財務管理についての識見を有する者」



評議員会での選任決議において、各候補者ごとにそれぞれの要件を満たすものとしての選任を行うこと。



6 理事会の議事録が、法令で定めるところにより作成・保存されているか [ガイドライン I 6(2)1]

【指摘例】 理事会の議事録に、定款に定める者の記名押印(署名)を受けていない

- ・ 監事が2名出席していたが1名分の記名押印しかない
- ・ 出席した理事長及び理事2名が記名押印している

理事会議事録署名人 (法第45条の14第6項)

- ①出席した理事及び監事全員 若しくは
- ②当該理事会に出席した理事長及び監事(定款の定め要)

このようなケースは ?

理事長が欠席



出席した理事全員と
監事の記名押印
(署名)必要

監事が2名欠席



理事長の記名押印
(署名)のみで可

※監事が欠席しても理事会の成立要件を満たしていれば、当該理事会は有効。

ただし、監事は全ての理事会に出席する義務があるため、実務上は監事の全員が欠席する理事会の開催は回避すべき。

6 理事会の議事録が、法令で定めるところにより作成・保存されているか [ガイドライン I 6(2)1]

理事会議事録

議事録の作成により、社会福祉法人の経過を正確に記録することで、紛争等が生じた場合の証拠としたり、また閲覧等の請求対象となることから、国民に対する説明責任を果たすことに資するため必要

＜参考＞ 評議員会及び理事会の議事録閲覧請求ができる人

	議事録閲覧(謄写)請求者
評議員会議事録	評議員及び債権者(法第45条の11第4項)
理事会議事録	評議員と裁判所から許可を得た債権者(法第45条の15第2・3項)

理事会議事録については秘密を要する事項も含まれるため、理事又は監事の責任を追及するため必要があるときで、裁判所の許可を得た場合に限り、債権者は閲覧および謄写の請求をすることができる。

7 経理規程に基づいた会計処理を行っているか [ガイドラインⅢ3(2)1]

【指摘例】 法人の経理規程に基づいた会計処理を行っていない

経理規程とは・・・

- ・法人の経理事務に係る基本的な考え方、処理の方法についてルールを定めたもの。

経理事務における不正やミスの発見及び防止機能を高め、内部監査機能を盛り込むことにより、計算書類の信頼性と処理効力を高める。

また、担当者が変わったとしても規程を参照することにより、正しい会計処理を理解することができ、業務に支障をきたすことがなくなる。

- ・経理規程の内容を理解し、経理規程通りの経理業務を行うこと。
- ・モデル経理規程はあくまでも参考資料であるため、各法人の経理事務に合わせて内容を変更すること。

7 経理規程に基づいた会計処理を行っているか [ガイドラインⅢ3(2)1]

【指摘例】 法人の経理規程に基づいた会計処理を行っていない

①有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却が行われていない

「1年を超えて使用しないもの」または
「1個若しくは1組の金額が10万円未満
のもの」

YES → 費用として処理

NO ↓

固定資産として処理



固定資産のうち、時の経過又は使用によりその価値が減少するものについては定額法又は定率法により減価償却を実施する。

※減価償却費の計算：原則として1年単位で行う。

年度途中で取得又は売却、廃棄した減価償却資産については月単位として計算を行う。

8 計算書類が法令に基づき適正に作成されているか [ガイドラインⅢ3(3)3]

【指摘例】 補正予算の編成について、定款に定める手続きが行われていない。

- ①補正予算について、理事会の承認を得ていなかった。
(定款及び経理規程で理事長が作成し理事会の承認を得ると規定されている)



理事長等の権限及び責任の範囲について明確にするため、当初予算を変更し、補正予算を編成する場合の手続きについては、法人の定款、経理規程等に定めておくべきである。(参考：定款例第31条第1項)

- ②補正予算を予算執行終了後に実施していた。
(会計年度4月1日～翌年3月31日)



補正予算は当該会計年度終了前に作成、理事会に提出し承認を得る必要がある。

8 計算書類が法令に基づき適正に作成されているか [ガイドラインⅢ3(3)3]

【指摘例】 補正予算の編成について、定款に定める手続きが行われていない。

必要なケース例

- ・ 新事業の開始、事業の一部廃止等により収支見込みが大きく変動
- ・ 人員配置の変更により、人件費見込みが大きく変動
- ・ 当初予定していない固定資産取得等の設備投資

必要とは限らないケース例

- ・ 収入が増加(寄附)しただけの場合
- ・ 管理不能な支出（想定以上の退職等）
- ・ 軽微な範囲として法人が理事会や評議員会の同意を受けて設定している範囲
(例：予算額の5%以内など)

法人は、全ての収入および支出について予算を編成し、予算に基づいて事業活動を行うこととされている。年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、定款等で定める手続きを経て、必要な収入および支出について補正予算を編成すること。乖離額等が法人の運営に支障がなく軽微な範囲にとどまる場合は、この限りではない。

9 財産目録が法令に基づき適正に作成されているか。 [ガイドラインⅢ3(5)3]

【指摘例】 財産目録の基本財産が法人定款の基本財産と一致していない。

【社会福祉法第31条】

「社会福祉法人を設立しようとする者は、**定款**をもって少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続きに従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。

九 **資産**に関する事項」

【社会福祉法人会計基準第31条】

「**財産目録**は当該会計年度末現在における全ての**資産**および負債につき、その名称、数量、金額等を詳細に表示するものとする」



定款で定めた資産と財産目録の資産は一致させること

経理年間スケジュール例

	法人行事等	会計・税務
4月		
		
12月		(賞与支給)、年末調整
1月		給与支払報告書の提出（各市町村）法定調書、法定調書 合計表の提出（税務署）
2月	社会福祉充実計画の推定計算	当年度補正予算案及び来年度予算案の作成
3月	当年度補正予算案の承認・来年度予算案 の承認（理事会・評議員会）	
4月		決算業務
5月	当年度決算の監事監査、当年度決算の 理事会承認	法人税の申告書提出・納税（法人税法上の収益事業を実施し ている場合） 消費税申告書の提出・納税（消費税の課税事 業者）
6月	当年度決算の評議員会承認、現況報告書 の提出、資産の総額の登記、社会福祉充 実計画の申請	

1 0 期限までに登記がなされているか

[ガイドラインⅢ4(4)3]

- 【指摘例】
- ・ 資産の総額について変更が生じたが、事業年度終了3ヶ月以内に登記されていない
 - ・ 理事長重任の変更登記が2週間以内に行われていない

- ・ 法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることにより成立する
- ・ 登記事項の変更がある場合は、不動産登記令に定めるところにより、変更登記を行う



1 0 期限までに登記がなされているか

[ガイドラインⅢ4(4)3]

！ 登記しなければならない事項及び変更登記の期限

(法第29条、組合等登記令 第2条 別表)

社会福祉法人の登記事項	変更登記の期限
①目的及び業務	変更が生じたときから2週間以内 ※④については、重任の場合も登記が必要
②名称	
③事務所の所在場所	
④代表権を有する者の氏名、住所及び資格	
⑤存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由	
⑥資産の総額	毎事業年度末日から3か月以内 (毎年度6月末まで)

最後に・・・

令和4年3月14日付「社会福祉法人指導監査実施要綱」及び別紙「指導監査ガイドライン」の一部改正について

改正内容	
①社会福祉法人指導監査実施要綱 「2 指導監査の類型 (1)」	指導監査について「ただし、一般監査については、公衆衛生上、感染症のまん延を防止する必要性が極めて高く、実地においてこれを行うことが困難であるものとして、厚生労働省社会・援護局長が定めるところにより、 <u>実地によらないことができるものとする。</u> 」を追加
②指導監査ガイドライン 「Ⅰ 法人運営」の「3 評議員・評議員会」「4 理事」「5 監事」関係	評議員・理事・監事の欠格事由について「 <u>暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</u> 」を追記 ※別紙様式例参照（『就任承諾書 兼 誓約書』）
③指導監査ガイドライン 「Ⅲ 管理 3 会計管理」	計算書類の注記すべき事項について「 <u>15 合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要</u> 」を追記